



【2007.06.15】

<TOIPCS>

■ 年金記録問題について

—一度ご自身の目で確かめられることをお勧めいたします—

◇ 連日、新聞紙上に掲載されている年金記録問題ですが、個人の権利にかかわる重大な問題であり、将来の年金給付金額にも影響してきますので、一度ご自身の目で確かめられることをお勧めいたします。

中小企業の場合、中途入社の方が多いため特徴となっていますが、転職を繰り返しておられる方も少なくありません。また転職と転職の間に国民年金に加入していた時期があったり、引越しなどで、住む市町村が変わったりした場合などは注意が必要です。

◇ 確認の方法については何通りか方法がありますが、直接社会保険事務所の窓口を訪れたり、電話をかける方法では、待ち時間が長かったり、電話もつながりにくい、記録照会端末を備えていないオペレーターにつながった場合、記録がすぐわからない、などといった問題があります。それよりも、社会保険庁のホームページにアクセスし、そこで記録を確認する方法をお勧めいたします。この方法は、まず上記ホームページにアクセスしたあと、基礎年金番号や住所、氏名などを入力し、その情報を送信すると、その後、IDとパスワードが郵送されてきます。そして、そのID・パスワードでログインすると、これまでの被保険者期間が確認できるというものです。転職を繰り返しておられる方や、途中で引越しなどをした場合、また、結婚などで姓が変わった方は、履歴書を書くようにその記録を時系列にメモで書き出しておくこととスムーズに記録の確認ができます。

◇ 通常国民年金は日本国内に居住する20歳以上の方に加入の義務があり、20歳以上の記録のみを確認すればいいと思いがちですが、厚生年金の場合、20歳前であっても、つまり中学卒業、高校卒業後に会社に勤めた場合などは、20歳前から厚生年金へ加入をしていますので、その間の記録確認も必要です。記録照会ができましたらご自身でメモ書きされた記録と期間などがあっているかどうか確認することが大切です。しかし注意が必要なのは、会社によっては、本来は入社時から加入することとなっているのですが、中には、研修期間や、試用期間中は加入をさせない会社もあります。その場合は、会社の勤務期間と被保険者期間が一致しない場合もありますので注意が必要です。

◇ 確認の結果、明らかに被保険者期間に空白がある。つまり納めた(加入していた)はずの期間が消えていることが判明した場合は、過去の会社の給与明細や、保険料の領収書、自営業の方で確定申告をされた方は、その時の、申告書(この申告書には社会保険控除の欄があり、国民年金の保険料を納めた証拠になる場合があります。)を持ち、最寄りの社会保険事務所へ出向くようにしてください。ここで、訂正が認められなければ、今設置が検討されている第三者機関での判定になると考えられます。